筑西広域市町村圏事務組合が茨城県知事の許可により管理する県西総合公園施設の管理に関する条例

平成 12 年４月 14 日
条例第７号

改正　平成17年３月28日条例第３号　平成18年11月８日条例第10号
平成20年２月15日条例第３号　平成22年２月19日条例第２号
平成25年２月13日条例第２号　令和５年７月27日条例第７号
令和６年７月10日条例第４号

（趣旨）

第１条　この条例は、茨城県が設置する県西総合公園内において、筑西広域市町村圏事務組合が茨城県知事の許可により管理する有料施設（以下「組合管理有料施設」という。）の管理に関し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の２第１項の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

（組合管理有料施設）

第２条　組合管理有料施設は、次のとおりとする。

（１）　バーベキュー広場

（２）　野外ステージ

（３）　ターゲット・バードゴルフ場

（４）　多目的運動広場

（管理）

第３条　組合管理有料施設は、地域住民のコミュニティの場として常に良好な状態において管理し、レクリエーションの振興に資するよう最も効率的な運用を図らなければならない。

（使用の許可）

第４条　組合管理有料施設を使用しようとする者は、あらかじめ管理者の許可を受けなければならない。

２　管理者は、前項の許可に際し、管理上必要があると認めたときは条件を付することができる。

（使用の制限）

第５条　管理者は、次の各号の一つに該当するときは、組合管理有料施設の使用の許可を取り消し、若しくは使用を中止し、又は組合管理有料施設から退去を命ずることができる。

（１）　組合管理有料施設を使用する者が、この条例等に違反したとき。

（２）　組合管理有料施設を使用する者が、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する恐れがあるとき。

（３）　前２号に掲げる場合のほか、組合管理有料施設の管理上支障があるとき。

（使用料）

第６条　組合管理有料施設の使用料は別表１から別表４までのとおりとし、第４条の規定により管理者の許可を受けた者（以下「使用者」という。）から徴収する。

（使用料の減免）

第７条　前条の規定にかかわらず管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し又は免除することができる。

（１）　公共団体が公共又は公益のために利用するとき。

（２）　災害その他やむを得ない事態の発生により、応急用の施設として利用するとき。

（３）　前２号に定めるもののほか、規則で定める事由に当たるとき。

（使用料の返還）

第８条　既に納入された使用料は返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

（１）　使用者の責めによらない理由により使用することができなくなったとき。

（２）　管理者が返還することを適当と認めたとき。

（目的外使用又は、使用権譲渡等の禁止）

第９条　使用者は、組合管理有料施設をその目的以外に使用し、又は使用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（使用者の義務）

第 10 条　使用者は、組合管理有料施設の使用を終わったとき、使用の許可を取り消されたとき又は使用を中止させられたときは、直ちに、施設を原状に復して、管理者に引き渡さなければならない。

（損害賠償）

第 11 条　使用者が組合管理有料施設又は附属設備機器その他の物件を損傷し、又は紛失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、管理者において損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りではない。

（委任）

第 12 条　この条例に定めるもののほか必要な事項は、組合規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成 17 年　３月 28 日条例第３号）

この条例は、平成 17 年　３月 28 日から施行する。

附　則（平成 18 年 11 月　８日条例第 10 号）

この条例は、平成 18 年 12 月　１日から施行する。

附　則（平成 20 年　２月 15 日条例第３号）

この条例は、平成 20 年　４月　１日から施行する。

附　則（平成 22 年　２月 19 日条例第２号）

この条例は、平成 22 年　４月　１日から施行する。

附　則（平成 25 年　２月 13 日条例第２号）

この条例は、平成 25 年　４月　１日から施行する。

附　則（令和　５年　７月 27 日条例第７号）

この条例は、令和　５年 11 月　１日から施行する。

附　則（令和　６年　７月 10 日条例第４号）

この条例は、令和　６年 11 月　１日から施行する。

別表１（第６条関係）

バーベキュー施設（野外炉）使用料

区分	単位	使用料
10 人用野外炉	１時間につき	780 円
20 人用野外炉	１時間につき	1,560 円
10 人用野外炉 （コンロ等持込み）	１時間につき	390 円
20 人用野外炉 （コンロ等持込み）	１時間につき	780 円

備考　20 人用野外炉の半分を使用する場合は、10 人用野外炉の使用料を適用する。

別表２（第６条関係）

野外ステージ使用料

営利、宣伝を目的としない催物				興行及び営利、宣伝を目的とする催物			
時間区分			１時間につき	時間区分			１時間につき
8:30～12:00	12:00～17:00	8:30～17:00		8:30～12:00	12:00～17:00	8:30～17:00	
1,050 円	1,500 円	2,540 円	300 円	10,460 円	14,950 円	25,410 円	2,990 円

別表３（第６条関係）

ターゲット・バードゴルフ場使用料

時間区分	一人につき		年間使用料（パスポート）	団体使用
	大人	中学生以下		
８：30～12：00	330 円	110 円	11,200 円	31,360 円
12：00～17：00	440 円	220 円		
８：30～17：00	770 円	330 円		

備考　団体使用とは、競技会等で管理者が認めた場合とする。

別表４（第６条関係）

多目的運動広場使用料

１　団体使用料金（野球場・サッカー場）

アマチュアスポーツ				営利･宣伝を目的としないアマチュアスポーツ以外の催物					興行及び営利・宣伝を目的とする催物				
時間区分			１時間につき	時間区分				１時間につき	時間区分				１時間につき
８：30～12：00	12：00～17：00	８：30～17：00		８：30～12：00	12：00～17：00	17：00～21：00	８：30～17：00		８：30～12：00	12：00～17：00	17：00～21：00	８：30～17：00	
3,020 円	3,840 円	5,930 円	800 円	8,730 円	11,630 円	10,130 円	17,700 円	2,550 円	29,920 円	39,480 円	32,490 円	58,580 円	8,150 円

備考　1　団体の人員が200人を超える場合は、この表に定める団体使用料金の額の100分の50に相当する額を加算した額をもって団体使用料金の額とする。

2　団体使用料金の適用を受ける団体は、その人員が20人以上の団体とする。ただし、その人員が20人に満たない場合であっても野球場又はサッカー場を専用するときは、団体使用料金を適用する。

3　団体使用料金の適用を受ける場合において、やむを得ない理由により許可使用時間を超えて使用するとき、又はこの表の時間区分の欄に掲げる時間の区分によらないで使用するときは、その超える時間又は使用時間について、この表の「1時間につき」の欄に掲げる金額(1の適用を受ける場合には、1による額)による使用料金を徴収する。

4　使用時間が許可使用時間に満たない場合は、時間割計算は行わない。

2　照明使用電力の使用料金

時間区分	野球場	サッカー場
1時間につき	1,700円	1,900円